

## 「韓国」の野鳥でH5亜型 鳥インフルエンザウイルス検出

令和3年10月7日

韓国において野鳥糞便からH5亜型(病原性判定中)の  
鳥インフルエンザウイルスが検出されました

裏面参照

飼養衛生管理基準のうち特に7項目（下記参照）に  
ついて毎月の自主点検と期限まで(毎月8日)の報告を  
お願いします。

1. 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
2. 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
3. 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒
4. 家きん舎に立ち入る者の手指消毒
5. 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
6. 野生動物侵入防止のためのネット等の設置/点検/修繕
7. ねずみ及び害虫の駆除

**過去21日間の平均死亡率の2倍を超える死亡があった場合等、  
異常を認めた場合にはすぐに家畜保健衛生所まで連絡を！**

※平日時間外(午前8時30分～午後5時15分以外)や休日の電話に対しては、「電話交換業務が終了しています。」に続く、  
「お急ぎの場合は、そのまま「1番」をダイヤル願います。」の案内メッセージに従って対応をお願いします。

飛騨家畜保健衛生所 (飛騨総合庁舎内)

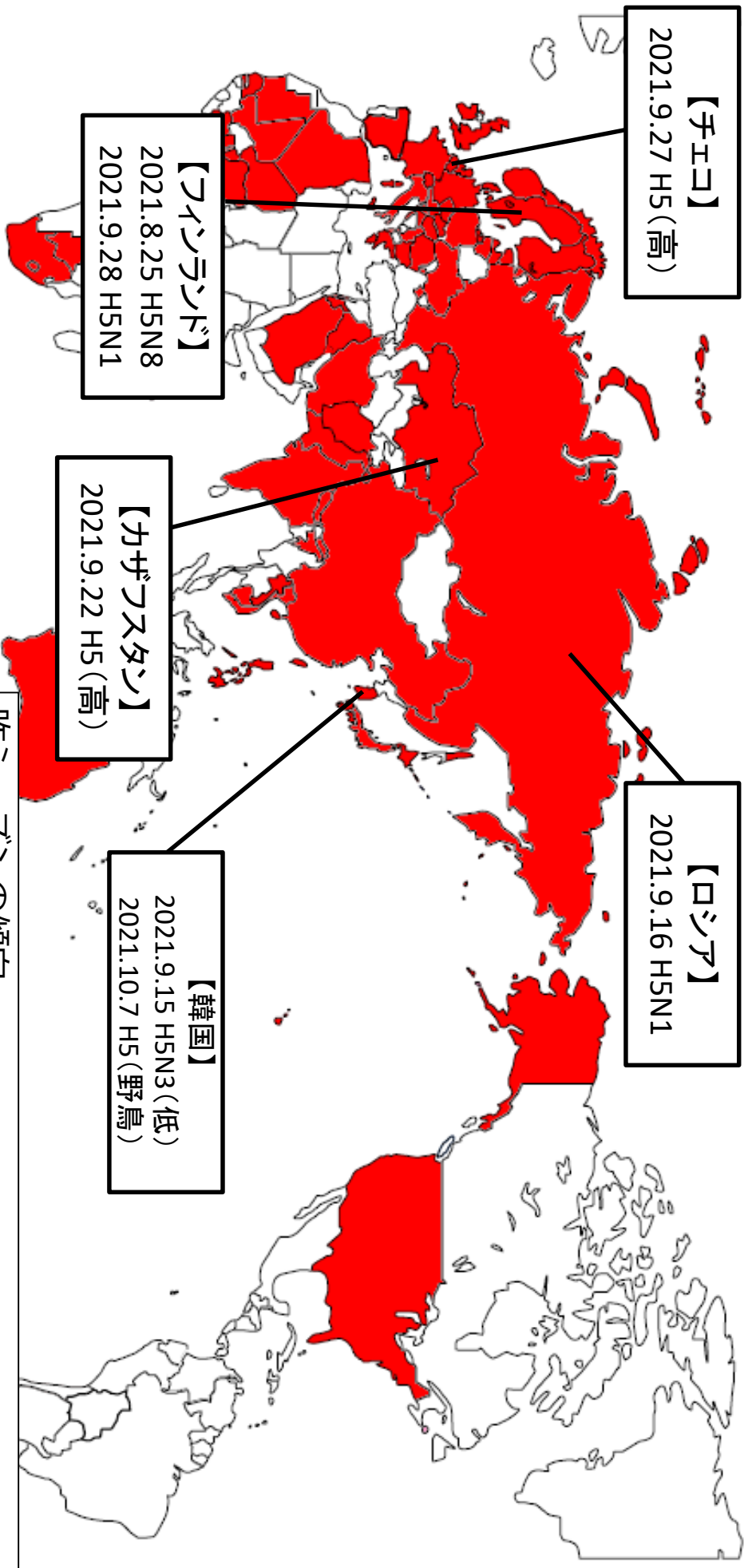
〒506-8688 高山市上岡本町7-468

E-mail : c24508@pref.gifu.lg.jp

**TEL : 0577-33-1111 (内線402)**

FAX : 0577-32-9019

# 高病原性・低病原性鳥インフルエンザの発生状況(2020年以降)



高病原性発生地域 = ■  
低病原性発生地域 = ■

※ 高病原性・低病原性併発地域は高病原性に色分け  
※ 本図は発生の有無を示したもので、その後の清浄性確認については記載していない

昨シーズンの傾向  
欧州での流行→東アジアでの発生→日本国内での大流行  
今シーズンも昨シーズン同様、国内における**発生リスクが非常に高い**と考えられます